

富岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条第 1 項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に係る法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2 条 市長、富岡市教育委員会又は富岡市企業管理者(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則、教育委員会規則又は企業管理規程(以下「規則等」という。)で定める事項を明示して当該公の施設(以下「当該施設」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 前条の規定による公募に応じて当該施設に係る指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に当該施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画」という。)その他規則等で定める書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定するものとする。

事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。

事業計画の内容が当該施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

前 3 号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認める基準を満たすものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第 5 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 2 条の規定による公募によらず、当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。この場合において、前 2 条の規定を準用する。

第 2 条の規定による公募において第 3 条の規定による申請がなかったとき。

前条の規定による審査の結果、当該施設に係る指定管理者の候補者となるべき適当なものがないとき。

前 2 号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

(指定管理者の指定)

第 6 条 市長等は、第 4 条又は前条の規定により当該施設に係る指定管理者の候補者を選定したときは、法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経て、その者を指定管理者として指定する。

(事業報告書の作成及び提出)

第 7 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、その管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

管理業務の実施状況に関する事項

利用状況に関する事項

管理に係る経費の収支状況に関する事項

前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第 8 条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 9 条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第 10 条 指定管理者は、指定を受けた期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 11 条 指定管理者は、その管理する公の施設を損壊し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 12 条 指定管理者の役員若しくは指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者は、当該公の施設の管理に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年富岡市条例第 18 号)又は妙義町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年妙義町条例第 15 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。